最終更新日：2018年3月22日
株式会社ＳＯＵ
代表取締役社長 嵜本　晋輔
問合せ先：経営企画部03-4590-7881
証券コード：9270
https://www.ai-sou.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。
具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、ならびに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
SFプロパティマネジメント合同会社	5,000,000	89.40
嵜本晃次	336,000	6.00
嵜本晋輔	224,000	4.00
SOU従業員持株会	34,785	0.60

支配株主（親会社を除く）の有無	SFプロパティマネジメント合同会社
親会社の有無	なし

補足説明

―

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	8 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主及び二親等以内の親族との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことも予定しておりませんが、当該取引のそもそもの必要性はもとより、一般の取引条件と同様の適切なものとすることを基本条件とし、取引の内容及び妥当性につき、当該取引金額の多寡に関わらず、当社取締役会にて審議の上、取引実行の決裁を下すものとしております。このプロセスを経ることで、少数株主の保護に努めております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
蒲地 正英	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蒲地 正英		―	公認会計士・税理士として豊富な経験を積んでおり、その経歴を通じて培われた経営・財務に関する経験・知識等を当社の経営に活かしていただきたいため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査人と意見交換等を行い、三者間で情報共有をすることで連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石川 直	他の会社の出身者													
濱田 清仁	公認会計士													
後藤 高志	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 直	○	―	石川直氏は、常勤監査役としての豊富な経験、専門的な知識、コンプライアンス、企業リスク等における高い見識と豊富な実績を有していることから、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。
濱田 清仁	○	―	濱田清仁氏は、公認会計士の資格を有しており、専門的な知識、企業監査における高い見識と豊富な実績を有していることから、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。

後藤 高志	○	―	後藤高志氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な知識、コンプライアンス、企業リスクにおける高い見識と豊富な実績を有していることから、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけるものと判断し、選任しております。。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、今後の事業規模の拡大を見据え、コーポレート・ガバナンスの強化をさらに図ることが必要であると考えているため、独立社外取締役の登用を検討してまいります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的にストックオプションを導入しております。付与数に関しましては、過去の業績貢献度及び将来への期待を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等はそれぞれを総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬については、取締役会、監査役の報酬については、監査役会にて協議の上決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外監査役3名のうち、1名は常勤監査役として社内へ常駐しているため、特にサポート担当部署等は設置しておりません。社外監査役2名に対するサポート体制としては、常勤監査役を通じて取締役会報告事項及び決議事項の事前説明を行い、取締役会での意見交換及び円滑な決議が行えるよう体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1取締役会
取締役会は、取締役4名 (うち社外取締役1名) で構成されており、原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、法令及び定款に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。
2監査役及び監査役会

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。

3経営執行会議

当社は原則毎週1回経営執行会議を開催し、経営上の重要事項に対する十分な議論と迅速な意思決定を行う体制をとっております。経営執行会議は、取締役会決議事項及び報告事項等の事前審議を行い、取締役会で決定された戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況等について議論し、意思決定を行っております。経営執行会議の出席者は取締役（社外取締役を除く）、部長及び代表取締役が会議の進行のために必要と認めた従業員であります。

4内部監査

内部監査は、代表取締役直轄の内部監査担当者3名が内部監査業務を実施しております。内部監査にあたっては、毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門を対象とした内部監査を実施し、当該監査結果については代表取締役に都度報告する体制となっております。

5社外取締役及び社外監査役

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的とし、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、機動的な業務執行及び経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的とし、上記のガバナンス体制を実施しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトにおいて掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び各四半期決算発表後（年2回以上）に、決算説明会を開催する予定でおります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び各四半期決算発表後（年2回以上）に、決算説明会を開催する予定でおります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示・任意開示情報、決算説明会にて使用した資料等は、当社IRサイトにて掲載する予定でおります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役財務経理部長を責任者とし、経営企画部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社IRサイトにおいてディスクロージャーポリシーを掲載しております。当社はステークホルダーに対し、IRサイトにおける動画配信や、決算発表後における株主説明会等を通じ、適時適切に積極的に情報を提供する機会を設けていく方針です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）
株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステーク・ホルダーに対する社会的責任を果たすため、持続的成長と企業価値の向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、「コンプライアンス規程」を制定し、役員ならびに従業員が、法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取組み、内部統制システムの充実に努める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則代100条第1項第1号）
株主総会、取締役会の議事録、経営および業務執行に関わる重要な情報・文書については、法令、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内諸規程および関連マニュアルに従い、適切に保存し管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
（1）リスク管理部門として法務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・改正を図る。
（2）内部監査室は、定期的な業務監査を実施し、法令・定款等の違反その他の事由に基づき損失の危険のある行為が発見された場合、直ちに取締役会および関係部署に通報し、リスクの最小化を図る。
（3）大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定する等、緊急時の体制を整備する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督等を行う。また必要に応じて臨時開催する。
（2）取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報の把握に努める。

5．使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第1項第4号）
（1）従業員に法令・定款等の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」、「行動指針」を制定し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
（2）従業員が、コンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、「内部通報に関する規程」を制定し、社内窓口に加え、第三者機関（顧問弁護士）への通報も可能とする。

6．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の業務遂行に関する管理は、総務部長が統括し、また「内部監査規程」に基づき、内部監査室が定期的に監査を行う。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号）
（1）当社は、監査役の職務を補助する従業員は配置していないが、監査役が求めた場合には、当該従業員を任命および配置することができる。
（2）監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役の同意を必要とする。
（3）指名された従業員への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取する。

8．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第４号イ）
（1）監査役は、取締役会以外にも経営執行会議等の重要会議に出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
（2）取締役および従業員は、取締役会および重要な会議に付議する重要事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
（3）取締役および従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行う。

9．当社の子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則100条第3項第4号ロ）
当社の子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の子会社の経営、業績に著しい影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について発生次第速やかに当社の監査役に報告する。
また、当社の子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行う。

10．監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）
当社の定める「内部通報に関する規程」において、通報者に対していかなる不利益も行ってはならない旨を規定しているが、前号の監査役への報告についても同様とする。

11．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則 第100条第3項第6号）
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）
監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通および意見交換を実施する。
また監査役は、会計監査人および内部監査室と必要に応じ相互に情報および意見換を行うなど連携を強め、監査の実質的向上を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力排除宣言を整備し、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取組んでおります。
反社会的勢力排除宣言に基づき、外部専門機関への調査依頼やインターネット検索による方法で、株主、取引先等の反社会的勢力の該当性を

確認しております。また、反社会的勢力への組織的な対応を目的として、定期的に全従業員を対象に研修を実施しております。
また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員となっており、警察との連携体制を構築するとともに、その会合に出席し情報の収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

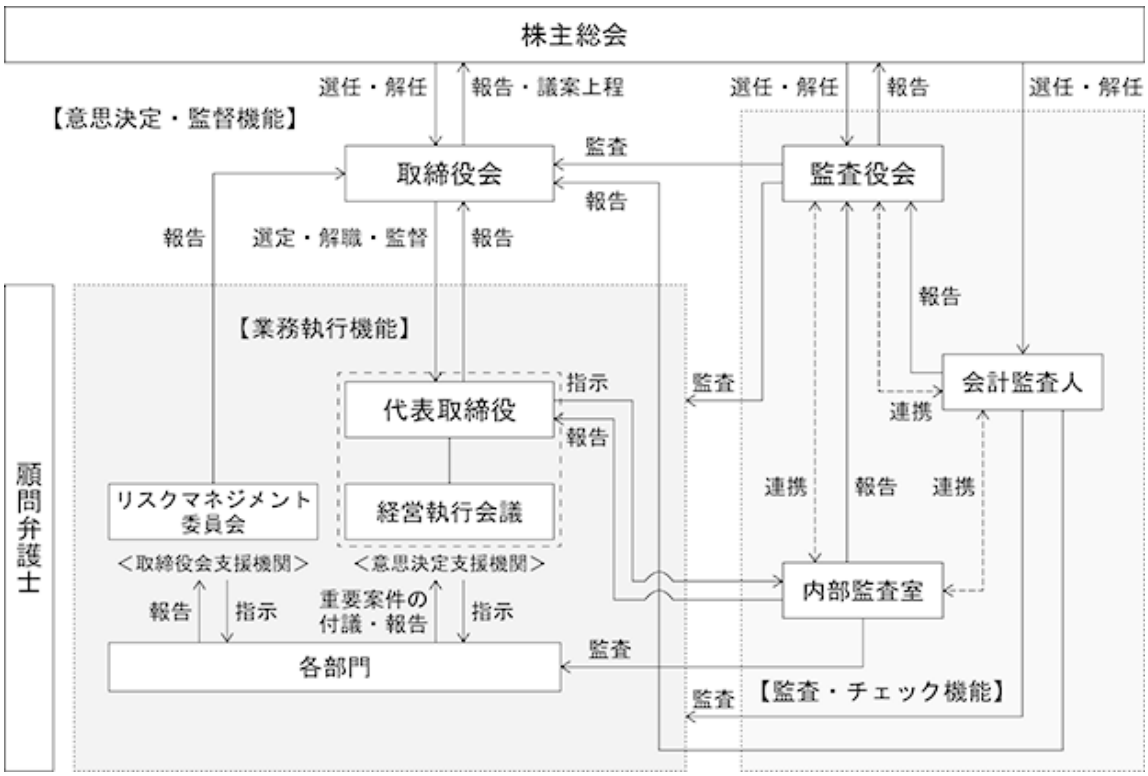
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

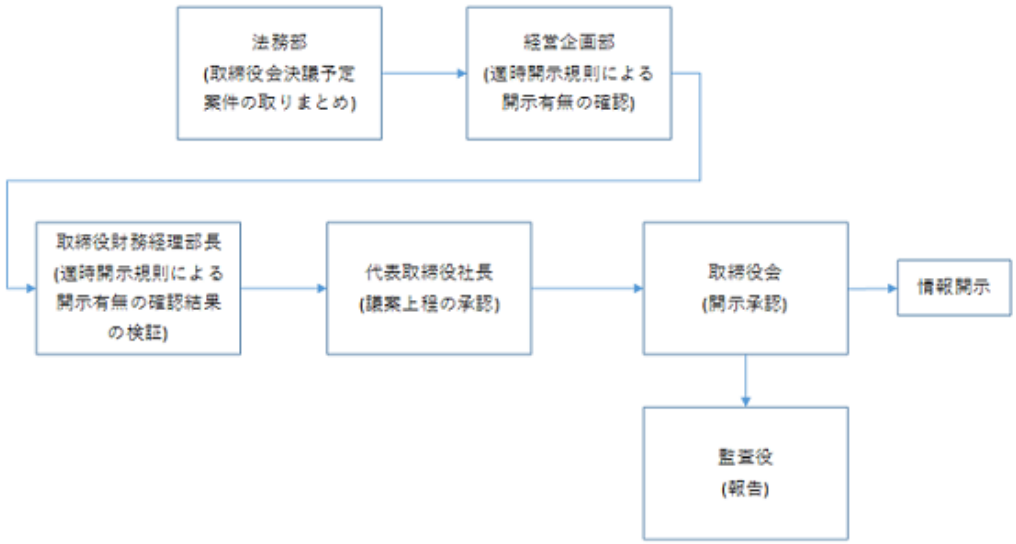
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付いたします。

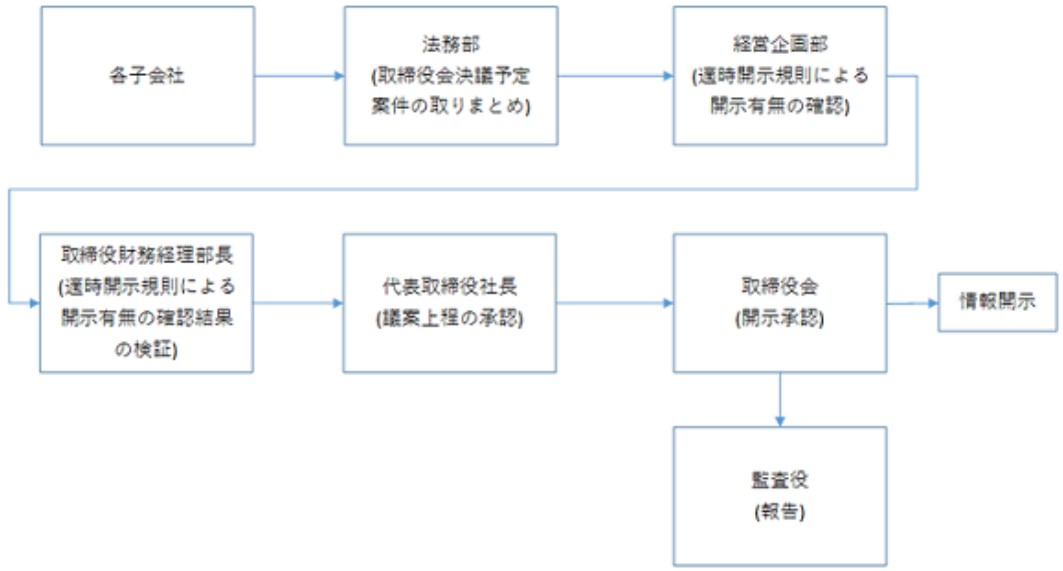


【適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜子会社の決定事実に関する情報＞



＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞

